

# 「医療費のお知らせ」について

組合員及び被扶養者の皆様が組合員証(組合員被扶養者証)を使用して診療を受けた時、窓口で支払われた額を除く医療費は、共済組合が負担しています。この支出については、組合員の方々が毎月納めている掛金と地方公共団体の負担金によって賄われています。

共済組合では、組合員及び被扶養者の皆様が医療機関等で受診した際の医療費についてお知らせし、共済組合における医療費の実情や健康に対する関心をより一層高めていただくことを目的として、「医療費のお知らせ」を送付しております。お手元に届きましたら内容をご覧ください、組合の健全な事業運営に引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

<発行時期>	令和7年2月上旬
<対象診療月>	令和6年の1月～10月診療分
<発行対象者>	令和7年1月時点で在職中である組合員及びその被扶養者 ※任意継続組合員及び資格喪失者で発行希望の方は当共済組合までご連絡願います。

## 医療費控除の申告手続きと「医療費のお知らせ」について

所得税等の医療費控除の申告手続きにおいて、「医療費控除の明細書」を確定申告書に添付しなければならないこととされていますが、「医療費控除の明細書」に代わり、「医療費のお知らせ」を添付書類として利用することができます。ただし、「医療費のお知らせ」を添付される際は下記の点にご留意願います。

- (1) 医療機関等からの請求スケジュールの都合により、毎年11月及び12月診療分については、「医療費のお知らせ」に記載することができません。領収書に基づき「医療費控除の明細書」を作成していただく必要があります。
- (2) 対象の期間内に受診された場合でも、医療機関からの請求が遅れている等の理由により、「医療費のお知らせ」に記載されないことがあります。
- (3) 国等の公費負担医療制度や自治体独自の医療費助成制度を受けた場合、最終的な自己負担額が正しく反映できないことがあるため、領収書の金額と異なる場合があります。このような場合は、実際に負担した額に訂正して申告していただく必要があります。(訂正方法については最寄りの税務署へお問い合わせ下さい。)
- (4) 「医療費のお知らせ」に記載されている自己負担額と医療機関等の窓口で支払った自己負担額との間に若干の違いがありますが、これは、端数処理の違いによるものです。この場合、どちらの金額で申告しても差支えないこととされています。

「医療費のお知らせ」	「医療機関等の窓口」
診療報酬点数×単価(10円)×自己負担割合 ※10円未満の金額まで記載	10円未満の端数については四捨五入

## ～国税庁からのお知らせ～

### マイナンバーカードを利用した自宅からの e-Tax による申告について

- 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、金額等を入力するだけで、**自動計算**で医療費控除を適用した申告書の作成ができ、計算誤りがありません。  
また、作成した申告書は、**そのまま e-Tax で送信**できます。
- マイナポータル連携を利用すると、医療費情報を申告書に**自動入力**でき、申告書の作成がさらに便利です。医療費の領収書の集計や入力の手間が省け、申告書の作成時間が短縮されるほか、医療費の領収書の管理や保管も不要で、メリットがたくさんあります。

- e-Tax・マイナポータル連携に必要なもの

- ・ マイナンバーカードとパスワード2つ

- ① 署名用電子証明書のパスワード（英数字6～16文字）
- ② 利用者証明用電子証明書のパスワード（数字4桁）

- ・ マイナンバーカード読取対応のスマホ（又はICカードリーダー）

※マイナポータル連携で、1年間分の保険診療分の医療費の情報を取得できますが、はり・きゅう等の  
施術費用や整骨院・接骨院の柔道整復療養費など取得できない情報もあります。

※事前にマイナポータルで代理人の設定を行うことにより、申告に含めることが可能なご家族の医療費  
情報をマイナポータル連携で取得することができます。

※医療費控除の適用を受ける場合、支払った医療費から保険金等で補てんされる金額を差し引いて控除  
額を計算する必要がありますので、ご注意ください。

作成コーナー



マイナポータル  
連携の詳細



マイナンバーカードを  
利用した確定申告案内



## 「医療費のお知らせ」における個人情報の取扱いについて

当共済組合では、「医療費のお知らせ」を世帯ごとにまとめて組合員へ通知しております。

個人情報保護に関する法律では、あらかじめ本人の同意を得ないで個人情報を第三者に提供してはならないとされていますが、「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」により、被保険者等への保健給付等のために通常必要な範囲の利用目的のうち、被保険者等にとって利益となるもの、又は医療費通知など健康保険組合等の負担が膨大である上明示的な同意を得ることが必ずしも被保険者等本人にとって合理的であるとはいえないものについては、包括的な同意でよいとされています。

これにより、組合員又は被扶養者の方から特段の申し出がない場合は、「同意（黙示）」をいただいたものとして世帯ごとにまとめて送付させていただきますので、ご了承願います。

なお、同意されない方、ご相談を希望される方につきましては、お勤め先の共済組合事務担当課、又は当共済組合保険課へご連絡願います。